平成２６年（フ）第２５７４号
大阪市淀川区新北野３丁目２番２―914号
債務者　永岡　清重
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５８１号
大阪市鶴見区横堤４丁目20番21号　グリーンマンション201号、前住所大阪市城東区東中浜６丁目15番10―806号
債務者　孫　　英男
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３号
奈良市納院町12番地の９
債務者　森　　和栄
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５０号
奈良市北之庄西町１丁目４番地の８　コーポ北之庄１階５号
債務者　藤井　孝子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１１７号
香川県高松市木太町3700番地２　吉田第一マンション103号
債務者　多田羅恵理
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５７号
鳥取県鳥取市永楽温泉町553番地２　スカイマンション永楽9006号
債務者　米山真粧美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３４８号
千葉市若葉区千城台西２丁目17番３棟102号
富永透方
債務者　守谷　　正
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８７号
千葉県船橋市新高根３丁目28番２号　レジデンス小川101号
債務者　安蒜佐知子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３９１号
千葉県市川市北方町４丁目1699番地13
債務者　三谷　博之
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４０９号
千葉県市原市五井西７丁目６番地５　サカヤタウン出津後Ｊ
債務者　安部　之弘
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２０号
千葉県市川市南大野２丁目３番41号　コーポラスベルウッド102号
債務者　河地　愁二
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４２６号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目７番４―402号
債務者　小高　祐紀
1　決定年月日時　平成26年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
熊本県玉名市青野700番地
債務者　大門小百合（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第３１０号
仙台市青葉区八幡４丁目４番８―805号
債務者　鈴木　由佳
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
宮城県名取市相互台東１丁目９番地の２
債務者　工藤　千恵（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８６号
秋田市雄和椿川字地張山67番地
債務者　山内　　瞳
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
秋田市八橋本町５丁目１番53号
債務者　白戸　良二
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部